

令和5年第9回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月27日（木）
午後3時30分から午後5時00分
2. 開催場所 西海物産館 魚魚の宿
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員 （18人）

会 長	1 番	葉山 諭						
会長代理	2 番	水嶋 政明						
委 員	3 番	山田 康弘	4 番	中尾 正則	5 番	大串 英明		
	6 番	坂口 初男	7 番	河本 光晴	8 番	梅山 清春		
	9 番	相川 浩一	10 番	葉山 静子	11 番	本山 光幸		
	12 番	安藤 卓巳	14 番	山口用一郎	15 番	柿田 敏彦		
	16 番	前田 明代	17 番	中村 和也	18 番	松崎 常俊		
	19 番	林 辰造						
5. 欠席委員（1人）
13 番 谷脇 文弘
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第35号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
議案第36号 非農地通知の対象とすることの決定について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 主査：谷内 美佳 主事：松尾 唯
8. 会議の概要

事務局 只今から令和5年西海市農業委員会第9回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中18名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、5 番：大串委員、6 番：坂口委員にお願いいたします。

議 長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番について説明いたします。資料 1 頁については、今回農地法第 3 条の申請があった 3 件の位置図です。次の 2 頁が 1 番の議案書になります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り受け人が経営規模拡大のため、許可があり次第、売買により所有権の移転を行い、集積を図るものです。譲り受け人は、議案書の一番下に記載している通り山椒を栽培予定です。

1 番の関係資料は、3 頁から 6 頁までで、3 頁に付近近況図、4 頁に字図、5 頁に現況写真を添付しています。4 頁の黄色に塗られているところが申請地で、赤い矢印が 5 頁の現況写真のそれぞれの撮影方向を表しています。6 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で約 10 分以内のところにあります。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 1 番につきまして、4 番委員、補足説明をお願いします。

4 番 4 番委員です。7 月 24 日月曜日に、18 番委員と地元推進委員でもある譲り渡し人、それと譲り受け人、それから前農業委員会会長にも来てもらって現地状況を立会いしてもらいました。譲り受け人は約 7 反の農地に、機能性野菜と薬草を主に栽培しており、農業経営に取り

組んでおります。今回の売買は、譲り受け人の農地に隣接した、譲り渡し人の荒れた畑を整備して集積を図り、経営規模を改善するもので、何ら支障はないということでありました。補足説明としては、以上になります。

議 長 ただ今、議案第 32 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 32 号の 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番について説明いたします。7 頁が 2 番の議案書になります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り渡し人が耕作できなくなり、譲り受け人の経営規模拡大のため、許可があり次第、売買により所有権の移転を行うものです。譲り受け人は、記載の通り水稻を栽培予定です。

2 番の関係資料は、8 頁から 12 頁までで、8 頁に付近近況図、9 頁に字図、10 頁と 11 頁に現況写真を添付しています。9 頁の黄色に塗られているところが申請地です。12 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、鳥加川の近くで、譲り受け人の自宅から車で約 3 分以内のところにあります。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 2 番につきまして、3 番委員、補足説明をお願いします。

3 番 3 番委員です。7 月 24 日の午後に、地元推進委員 2 名とともに、3 名で現地確認をさせていただきました。また譲り受け人本人とは、お

会いすることが出来ませんでした。電話連絡等で意見、考え等をお伺いしました。年齢が 88 歳というご高齢で、その点を心配してお聞きしましたが、現在、約 6 反の水田を作付しており、自宅から近いということもあって、息子さんに協力をしてもらった上で規模拡大を図りたいというお考えでした。以上です。

議 長 ただ今、議案第 32 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

2 番 2 番委員です。3 番委員から説明がありました。88 歳という非常に高齢で、息子さんがお手伝いをされるということですが、この方を後継者と考えてよろしいでしょうか

3 番 3 番委員です。個人的な話になりますが、私は畜産関係の仕事をしており、注文を受けて堆肥の配達をさせてもらっています。その際、息子さんが主となって、水田に堆肥散布等をやっておられますので、本件もその延長になるかと判断しております。

2 番 わかりました。ありがとうございます。

議 長 他に何か意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 32 号の 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番について説明いたします。13 頁が 3 番の議案書になります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り渡し人が西海市内の財産処分に伴い、甥である譲り受け人に贈与により農地の集積を図るものです。譲り受け人は、既に植栽済みであります。みかんを栽培予定で

す。

3 番の関係資料は、14 頁から 19 頁までで、14 頁に付近近況図、15 頁に字図、16 頁から 18 頁に現況写真を添付しています。15 頁の黄色に塗られているところが申請地です。19 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、市道百合岳 1 号線沿いにあり、譲り受け人の自宅から車で約 15 分以内のところにあります。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 3 番につきまして、4 番委員、補足説明をお願いします。

4 番 4 番委員です。7 月 24 日に 18 番委員と地元推進委員、それから譲り受け人と、前農業委員会会長とで現地を確認いたしました。今回の贈与対象地は、今まで譲り受け人が、約 30 年以上借地として農地活用し、露地ミカン、ハウスの中晩柑を栽培していました。譲り渡し人が高齢で県外移住しており、家族の方も県外へ移住していますので、譲り渡し人家族と、譲り受け人家族で今後のことを協議して、贈与することが了承されています。農地利用に関しては、何ら問題はありません。以上です。

議 長 ただ今、議案第 32 号の 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして議案第 33 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 33 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番を説明いたします。議案書は 21 頁になります。所在が西彼町下岳郷字村河内の畑・計 1 筆・111 m²で利用状況は野菜畑となっています。申

請地の地番・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は、隣接地に住宅建築を予定しており、駐車場3区画を整備するため、転用するものとなっています。

添付資料は、20頁及び22頁から27頁までで、20頁に位置図、22頁に付近状況図、23頁に字図、24頁に現況写真、25頁に航空写真を添付しています。26頁に被害防除計画書、27頁に土地利用計画図を添付しています。駐車場3区画と隣接地への通路を整備する計画となっています。26頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、整地のみで現状のまま使用するため、隣接農地へ被害を及ぼす恐れはない、となっています。

農地区分について、申請地は道路や水路、宅地、雑種地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第33号の1番につきまして、19番委員、補足説明をお願いします。

19番 先般、地元推進委員の方と、一緒に現地を訪問して、話を伺ってきました。現状のまま駐車場に利用するというので、何ら問題ないことを確認してまいりましたので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第33号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を説明いたします。議案書は29頁となります。物件の所在は、西彼町白似田郷字白似田の畑・計1筆・266㎡の申請となっています。譲り

渡し人及び譲り受け人については、議案書記載のとおりです。事由は「現在、借家住まいであるが、子供の成長とともに自己住宅が必要と考え、申請地を譲り受け自己住宅を建築するもの」となっています。権利内容は「所有権移転・売買」です。

添付資料は、28 頁及び 30 頁から 37 頁までで 28 頁に位置図、30 頁に付近状況図、31 頁に字図、32 頁に現況写真、33 頁に航空写真を添付しています。34 頁に被害防除計画書、35 頁から 37 頁に土地利用計画図、建物平面図、立面図を添付しています。34 頁にもどり、被害防除の内容は、造成は行わず、現状のまま利用する。雨水は道路側溝へ放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。この点については、市の建設課と協議済みとなっています。また、周辺農地の営農条件に支障を生じさせない措置として、建物の高さを、6.8 m 程度に抑える、幅約 2.5m の緩衝地を設けるため、被害発生の恐れはない、となっています。工期は許可日から令和 6 年 1 月 25 日を予定しています。

申請地は畑や道路、宅地に囲まれた、農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 34 号の 1 番につきまして、9 番委員、補足説明をお願いします。

9 番 9 番委員です。7 月 24 日の午前中に私と、地元推進委員 2 名と、それと譲り渡し人本人は何しろご高齢でありますので、同居の長男さんにご同行いただきまして、4 人で近況を見聞してまいりました。現地は、国道 206 号線の峰口という長崎バス停から、大村湾の方に向かいまして 200m ぐらい入ったところにあります。3、40 年ぐらい前、付近に市営のアパートが建設され、その残土の処理のために圃場整備がなされました。その時点で、1 区画はもうすでに民家が建てられ、現在もお住まいですが、その隣接する農地に、ただいま事務局から説明がありましたように、宅地転用の申請があっております。何分農地として現況を見るにあたり、宅地に転用され建物が建った場合に想定される排水などもろもろの影響を判断いたしました。周辺の農作物に対する被害とか、そういった懸念は何ら今の状況では見受けられないという判断をしてまいりました。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、議案第 34 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 34 号の 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番を説明いたします。議案書は 38 頁となります。物件の所在は、西彼町平山郷字切通シ谷の畑・計 1 筆・1,377 m²の申請となっています。譲り渡し人及び譲り受け人については、議案書記載のとおりです。事由は「現在借家住まいであるが、子供の成長とともに手狭になり、申請地に家畜運搬車両も駐車できる農家住宅を建築するもの」となっています。権利内容は「所有権移転・売買」です。なお、申請地は令和 5 年 2 月 27 日の総会において、農用地区域からの除外が承認されています。

添付資料は、28 頁及び 39 頁から 48 頁までで 28 頁に位置図、39 頁に付近状況図、40 頁に字図、41・42 頁に現況写真、43 頁に航空写真を添付しています。44 頁に被害防除計画書、45 頁から 48 頁に土地利用計画図、求積図、建物平面図、立面図を添付しています。本件申請地の面積は 1,377 m²ですが、46 頁の求積図によれば、法面や擁壁、進入通路等に要する面積を除いた有効面積は、874 m²となり、農家住宅にかかる転用面積の目安 1,000 m²を下回っています。44 頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、切土・盛土とも 0.1m から 1.5m の造成を行い、その被害防除措置としては、土砂等の流出が無いよう法面に張芝を行い保護する、緩衝地を設ける、防護柵を設ける、となっています。雨水は溜枡に集め水路へ放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。この点については、着工前までに市の建設課から市道の改造許可を受ける予定となっています。また、周辺農地の営農条件に支障を生じさせない措置として、建物の高さを、5.6m 程度に抑える、幅約 2.0m の緩衝地を設ける、となっています。被害防除措置の内容または被害の恐れのない理由として、「敷地周囲は概ね芝貼りの法面となり、建築する建物も平屋建てであるので、日照通風等何ら支障ない」となっています。工期は許可日から令和 6 年 3 月末日までとなっています。

申請地は畑や道路、宅地に囲まれた、農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第２種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 34 号の 2 番につきまして、3 番委員、補足説明をお願いします。

3 番 3 番委員です。7 月 24 日に、私と地元推進委員 2 名とで現地の確認をいたしました。現地では、被害防除計画書に則って確認を行い、問題ないと判断をしております。その後、申請者のお勤め先を訪問し、本人からもいろいろと話を聞かせていただきました。現在はアパート暮らしですが、子供の成長につれて、住居が手狭になってきたということで住宅地を探していたそうです。申請者の祖父もこの近くの出身であること。また、現地が大串小学校に近いということもあり、環境も適しているため、ここを求めたということでした。土地所有者は将来もここを農地として活用する予定はなく、この周りも農地がほとんどないため、住宅を建設しても何ら問題はないと判断をいたしました。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 34 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 34 号の 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 3 番を説明いたします。議案書は 49 頁となります。物件の所在は、西彼町小迎郷字岡ノ平の畑・計 1 筆・61 ㎡の申請となっています。譲り渡し人及び譲り受け人については、議案書記載のとおりです。事由は「墓参の際の駐車場として利用する」となっています。権利内容は「所有権移転・売買」です。なお、申請地は令和 5 年 2 月 27 日の総会におい

て、農用地区域からの除外が承認されています。

添付資料は、28 頁及び 50 頁から 56 頁までで 28 頁に位置図、50 頁に付近状況図、51 頁に字図、52・53 頁に現況写真、54 頁に航空写真を添付しています。55 頁に被害防除計画書、56 頁に土地利用計画図を添付しています。55 頁にもどり、被害防除計画書によれば、簡単な整地のみで、現状のまま利用するため、被害発生の恐れはない、となっています。

申請地は畑や道路、里道に囲まれた、農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 34 号の 3 番につきまして、16 番委員、補足説明をお願いします。

1 6 番 16 番委員です。7 月 24 日に 1 番委員と地元推進委員 2 名と一緒に、現場を確認しました。事務局の説明にもありましたように、申請地は、今年 2 月の総会で農用地区域から除外されています。今回、墓地の駐車場に転用したいという案件ですが、申請者は、ここからちょっと離れたところに住んでおられますので、墓参りにはどうしても車が必要であるということでした。幸い、すぐ近くに耕作されていない農地があり、所有者は今後、農地として利用する予定もないということで、土地の相談ができたそうです。周囲の状況を考慮しても、ここを現状のまま駐車場として利用することで、周囲に悪影響を及ぼすことはないと判断をしてきましたので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 34 号の 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 35 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

57 頁をご覧ください。議案第 35 号農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっています。資料は 58 頁から 72 頁までです。58 頁は、今回の集積計画の集計表となります。59 頁は、利用集積計画の合意解約分 2 件で、60 頁は、利用配分計画の合意解約分 2 件です。集積と配分で同じ 2 筆の土地を解約していますが、これは、所有者の農地を、中間管理機構を通して耕作者に貸し付けていた契約を解約したという内容になります。理由は一番右に記載のとおり配分先変更と賃貸借への切り替えとなっています。61・62 頁が今回要請する物件の一覧です。61 頁の 1 番は、受け手が長崎県農業振興公社、すなわち中間管理機構となっていますが、これは小迎の基盤整備事業にかかる土地で、今回集積のみを行い、配分先が決まるまで機構が保有する形となります。2・3 番は、先ほど説明しました合意解約した農地を、再配分する内容となります。7 番以降はすべて白崎地区基盤整備事業の配分となります。7 番から 10 番は集積と配分を今回同時に行うため、出し手と受け手が個人（法人）名となっていますが、11 番以降は以前集積し、機構が保有していた農地を今回配分しますので、出し手が中間管理機構となっています。各受け手の経営状況については、資料 64 頁から 72 頁を参照ください。また、各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、61・62 頁を参照ください。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長

1 番は配分がありませんので、補足説明は不要です。2 番と 3 番の補足説明を 19 番委員にお願いします。

19 番

ちょうど契約の期限が来ており、切り替えの時期になっておりましたので、息子さんの名前で切り替えたということでした。親子でやっておられ、何も問題ないと思います。

議 長

続きまして、4 番の補足説明を 9 番委員にお願いします。

9 番

9 番委員です。先ほど 19 番委員からも説明がありましたように、同一の方であり、後継者として新規就農して間もない将来有望な方ですので、しっかり応援していきたいと思っております。ご審議のほどよ

ろしくお願いします。

議長 続きまして、5番と6番については、本来なら13番委員に補足説明をしていただくところですが、本日欠席の届けが出ていますので、14番委員に補足説明をお願いします。

14番 14番委員です。今議長が申されましたとおり、13番委員が欠席のため、私の方から補足説明をさせていただきます。この受け手についてはお父さんの経営は私も存じていましたが、息子さんについては初めてでしたので、7月23日に直接私が訪問し、お話を伺ってまいりました。それでこの経営状況を見ていただければ分かりますとおり、2町3反程度の経営面積となっていますが、世帯員が1人ということで、ちょっとそこが気になりましたので、お尋ねしたところ、ちょうどお父さんも一緒におられまして、自分も手伝いながら一緒にやって、経営を別に行っているということでした。世帯員が1人で、2町以上の面積を有し、繁殖牛を経営しとるということで、労力的に大丈夫だろうかと懸念しておりましたが、そういうわけで問題ないと判断しました。

それから訪問時のお話の中で、現地が車の乗り入れ等が出来ないため、整備するのに問題があるということでしたが、牛の放牧によって草を食べさせながら整備していくというお話でした。それによる環境に対する影響が懸念されたので、現地を案内していただき、見せてもらいました。そしたら今回の集積は、大きな団地の中の一部として追加され、利用されるということで、周辺的生活環境等にも影響がないということで判断をいたしました。それで本人についても、新規就農者から認定農業者に切り替わり、28頭程度の繁殖牛を持ちながら、頑張っていくというしっかりした考え方を持っておられましたので、問題ないということで判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、7番から45番の補足説明を19番委員にお願いします。

19番 19番委員です。7番の受け手については、みかん部会の部会長もやっておられ、意欲的に取り組んでおられますので、問題ないと思います。それから8番と9番、19番から22番、30番から42番の受け手法人についてですが、これも西海市内全域で機械もたくさん入れて大々的にやっておられますので、問題ないと思います。それから、10番の受け手ですが、この方も農協の理事やみかんの技術員をやっておられた方で、今は一生懸命にやっておられますので問題ないと思います。それから11番の受け手ですが、現在農協職員で、親も健在で一緒にやっていますので、大丈夫かと思います。続いて14番、16番、17番の受け手ですが、この方も以前農協に勤めておられ、元々家もみかんを

やっておられました、まだ若く規模拡大をしたいということで白崎地区基盤整備に入るといことですので、問題ないと思います。それから 23 番から 29 番の受け手ですが、この方もこの基盤整備の中に土地を持っておられ、息子さんと一緒に、水田と畑作の両方で頑張っておられますので、大丈夫だと思います。それから、43 番から 45 番の受け手ですが、今は肥育牛の方をやっておられて、ちょっと、手が回るかなあという懸念もありますが、基盤整備地区の中に土地を持っておられて、今回の配分となっています。息子さんがおられて、たまに応援をしてくれていますので、問題ないと思います。以上です。

議 長 ただ今、議案第 35 号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

1 8 番 18 番委員です。事務局にお尋ねしますが、2 番から 4 番は賃借料と物納の米を両方書いてありますが、これは両方を支払うということですか。

事務局 事務局ですが、これは賃貸借には変わりありませんが、賃借料を現金ではなく米で物納するということになります。金額の表示は、米をキロ当たり 200 円で換算したもので、これを現金と米の両方で払うということではありません。

1 8 番 今まで両方に記載された例をあまり見たことがなかったので。了解しました。

議 長 他に何か意見等ございませんか。

2 番 2 番委員です。参考までにお聞きしますが、この受け手法人は、畑の面積をかなり広げていて、大島にも進出していますが、畑に携わっている従業員はどれぐらいおられますか。本当に管理ができるかなという懸念が多少あるものですから。

1 9 番 それについては、私も少し懸念があります。受け手法人は基盤整備地区以外のところも借りていますが、地形の条件が良くないところについては、実際厳しいところもあります。しかし、基盤整備地区のように条件が整ったところでは、機械も大型のものが有りますし、問題ないと思われます。今少し人員が不足しているようですが、まあ何とかやっているようです。

2 番 私も、受け手法人が大島で借りている農地を利用状況調査で回って

いて、作物を作るのは作っていますが、収穫後のマルチをほったらかしにしているような状況を見ますので、管理という点で、手が回っていないのかなと感じています。地主さんからお借りしている畑ですので、やっぱりその辺をきちんとして欲しいという気持ちがありますので、承認はしてもいいとは思いますが、管理という面で、何かしら申し入れができればいいなと思います。

事務局 事務局ですが、ただ今の件につきましては、事務局から、市の農業振興公社の方に、ただ今ご指摘がありました内容を、意見として申し添えるようなことで、改善を進めていただくように働きかけたいと思います。

議 長 よろしいでしょうか。他に何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 35 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 36 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 36 号、非農地通知の対象とすることの決定についての申出分について説明いたします。73 頁をお開きください。西海町横瀬郷の農地 1 筆 2,261 m²の申出です。本農地については既に非農地化していましたが、面高地区基盤整備事業の当初の計画地となっていたため、再生困難農地としての判断をしておりました。ただ、申出分の農地は、現在基盤整備対象地から除かれ、今後も計画地に入ることはないとの確認が取れましたので、非農地手続をすることに影響はないと判断いたしました。資料は 74 頁に位置図、75 頁に付近近況図、76 頁に字図、77 頁に現況写真、78 頁に航空写真を添付しております。76 頁の字図の黄色に塗られたところが申請地となります。以上で説明を終わります。

議 長 それでは、1 番の補足説明を、17 番委員をお願いします。

17番 17番委員です。77頁の写真ではワイヤーメッシュが張られていましたので、どのような対処をすればよいか前任の農業委員に相談し、現地を確認しましたところ、ワイヤーメッシュが張られている所は耕作地で、メッシュの向こう側の山になっているところが申請地でした。ということで、現地は山林化していることを確認しました。

議長 ただ今、議案第36号の申出分について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第36号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分1番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第36号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 同意書分について説明いたします。79頁をお開きください。西彼町2筆、崎戸町4筆、大瀬戸町8筆の農地、計5件14筆、16,255㎡です。同意対象地は、令和4年度の農地利用状況調査において、再生困難であると判断をされており、現地は雑木等が茂り、山林・原野化しているため、特に支障はないと判断いたしました。また、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係についても、事務局で確認できる範囲において、影響がない見込みです。資料は、80頁に位置図、81頁から84頁に航空写真の配置図、85頁から90頁に航空写真を添付しています。以上で説明を終わります。

議長 ただ今、議案第36号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 36 号の同意書分 1 番から 14 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。みなさんから何かございませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回の総会は

日時 令和 5 年 8 月 25 日(金) 午後 3 時 30 分から

場所 西海公民館 2 階講堂

代 理 これをもちまして西海市農業委員会令和 5 年第 9 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 5 年 7 月 27 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人